

薬食発 1112 第 13 号
平成 26 年 11 月 12 日

日本医学会会長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について

血液行政の推進につきましては、平素より多大な御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、標記について、別紙のとおり各都道府県知事あて通知したところでは、

つきましては、貴職におかれましても、輸血療法の適正化及び血液製剤の使用適正化について特段のご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。